

一般社団法人日本太極柔力球協会 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本太極柔力球協会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

2 本会は、理事会の決議により従たる事務所である支部を置くことができる。

(公告方法)

第3条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、我が国における太極柔力球スポーツの普及及び振興を図り、もって国民の体力の向上と心身の健全な発達に資するとともに、日本と中国及び関係諸国との友好交流活動に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)太極柔力球の普及及び振興に関する調査・研究に関すること
- (2)太極柔力球の指導及び指導者の育成に関すること
- (3)太極柔力球の広報に関すること
- (4)太極柔力球の各種大会、講習会の開催及び後援に関すること
- (5)中国及び関係諸国との連絡及び連携に関すること
- (6)その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員及び社員

(種別)

第6条 本会の会員は、次のとおりとし、そのうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」という。)上の社員とする。

1 正会員

本会の目的に賛同し、入会した個人、法人又は団体

2 賛助会員

本会の事業に経済的協力をするために入会した法人又は団体

(入会)

第7条 本会の会員になろうとする個人及び法人・団体は、理事会が個別に定める入会申込書を本会に提出し、受理された後、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 本会の入会金及び会費は別に定める。変更等の場合は社員総会の議決を経なければならない

い。

2 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- 1 退会及び除名されたとき。
- 2 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき、又は法人である会員が解散したとき。
- 3 2年以上会費を滞納したとき。

(退会及び除名)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

2 会長は、会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。

(1)定款に違反し、この法人の名誉を傷つけ、又この法人の目的に違反する行為があったとき。

(2)本会の会員としての義務に違反したとき。

第4章 社員総会

(社員総会の構成)

第11条 本会の社員総会は、第6条の正会員をもって構成する。

(社員総会の招集)

第12条 社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とし、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 通常社員総会は、年2回以内招集する。

3 臨時社員総会は理事会が必要と認めたとき、代表理事が招集する。

4 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

5 社員総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

6 通常社員総会の議長は代表理事とし、臨時社員総会の議長は会議の都度、社員総会構成員の互選で定める。

(社員総会の議決事項)

第13条 社員総会は、本定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1 社員の除名
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 理事及び監事の報酬等の額
- 4 計算書類等の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散
- 7 その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の定足数)

第14条 社員総会は、社員構成員現在数2分の1以上のものが出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の社員総会構成員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(社員総会出席社員への通知)

第15条 社員総会の事項の及び議決した事項は、全社員総会構成員に通知する。

(議事録)

第16条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が記名捺印の上、これを保存する。

第5章 役員及び事務局

(役員)

第17条 本会に次の役員等を置く。

- (1)理事は15名以内とする。
 - (2)理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。
 - (3)監事は2名以内とする。
- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は社員総会で選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 代表理事をもって会長とするほか、理事会の決議によって副会長及び常務理事を定めることができる。

(理事の職務)

第19条

会長は、本会の全ての業務を統轄し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理し又は行う。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の業務を統轄し、社員総会の議決した事項を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、定款及び社員総会の議決に基づく事項の業務を執行する。

(監事の職務)

第20条 監事は本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1)本会の財産の状況を監査すること
- (2)理事の業務執行の状況を監査すること
- (3)財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、社員総会に報告すること
- (4)前号の報告をするために必要あるときは、理事会又は社員総会の招集をすること

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠としてまたは増員により選任された理事の任期は在任者の任期満了する時までとする
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事及び監事は、辞任または任期満了において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行う権利義務がある。

(役員解任)

第22条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び社員総会において理事現在数及び社員総会出席現在数各々4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。ただし、この場合、理事会及び社員総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身故障のため職務の執行に堪えられないと認められたとき
- (2)職務上の義務違反その他役員たるに相応しくない行為があると認められたとき

(役員報酬)

第23条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が決める。

(事務局)

第24条 本会の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 事務局に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

(名誉会長)

第25条 本会には、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第6章 理事会

(理事会の招集)

第26条 当法人は理事会を設置する。

2 理事会は、毎年1回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は理事現在数3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき会長は、その請求のあった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会の議長は、会長とする。

4 理事会の開催は、監事にも通知する。

(理事会の定足数)

第27条

理事会は、理事現在数2分の1以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決する。

3 理事会の議事については法務省令で定めるところにより議事録を作成する。

4 議事録が書面をもって作成されているときは当該理事会に出席した代表理事及び監事はこれに署名または記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の通りとする。

- (1)設立当初の財産目録に記載された財産
- (2)入会金及び会費
- (3)資産から生ずる収入
- (4)事業に伴う収入
- (5)寄付金品
- (6)その他の収入

(資産の種別)

第29条

本会の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産

(2)基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3)理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とするなど確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の権限)

第31条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産にくりいれてはならない。

ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び社員総会で、理事現在数及び正会員現在数各々現在数の3分の2以上の議決を経てその一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第32条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画)

第33条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び社員総会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第34条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見書をつけ、理事会及び社員総会の承認を経なければならない。

2 本会の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び社員総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第35条 本会が、借入をするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び社員総会において、理事現在数及び正会員現在数の各々3分の2以上の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第36条 第31条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の負担又は、権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び社員総会の議決を経なければならない。

第8章 専門委員会

第37条 本会の事業に伴う専門的事項を処理する為に必要がある場合は、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

第9章 加盟団体

(加盟団体)

第38条 第7条にいう団体は、理事会及び社員総会において、各々出席者数の3分の2以上の同意を得て、本会の加盟団体となることができる。

2 加盟団体に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 本定款は理事会及び社員総会において、各々4分の3以上の出席で、3分の2以上の賛成を経なければ変更することはできない。

(解散)

第40条 本会の解散は、理事会及び社員総会において、各々4分の3以上の出席で、3分の2以上の賛成を経なければならない。

(残余財産の処分)

第41条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会及び社員総会において各々4分の3以上の出席で、3分の2以上の賛成を経て、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第11章 補則

第42条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1)定款
- (2)会員の名簿
- (3)役員及びその他の職員の名簿
- (4)財産目録
- (5)資産台帳及び負債台帳
- (6)収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7)理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (8)事業報告書及び収支計算書
- (9)事業計画書及び収支予算書
- (10)貸借対照表
- (11)正味財産増減計算書
- (12)その他必要な書類

第12章 事業年度

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第44条 本定款の施行についての細則は、理事会及び社員総会の議決を経て、別に定める。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 牧田安夫 埼玉県新座市あたご3-3-17

須藤誠 東京都大田区矢口3-32-1-703

西島保治 東京都八王子市館町1915-18

橋本晋一 神奈川県横浜市都筑区中川6-1A-3

金子宏 埼玉県新座市堀ノ内1-7-39

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

附則

この定款は、本会の設立の日から施行する。

(改正履歴)

令和5年8月26日 一部改正

令和7年9月19日 一部改正